

介護保険料が決まりました

今年4月からスタートした介護保険は、「介護が必要なお年寄り」等の介護を国民みんなで支える制度です。

◆第1号被保険者(65歳以上)の保険料

平成12年4月から9月までの半年間は徴収せず、その後の1年間は半額となります。年金額が年間18万円以上の方は年金から天引きされ、それ以外の方は納付書により町に納めていただきます。

所得段階		町基準額 年間26,460円	平成12年度 年間保険料	平成13年度 年間保険料	平成14年度 年間保険料
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で 町民税世帯非課税	基準額×0.5	3,307円	9,922円	13,230円
第2段階	世帯全員が町民税 非課税	基準額×0.75	4,961円	14,883円	19,845円
第3段階	本人が町民税非課税	基準額	6,615円	19,845円	26,460円
第4段階	本人が町民税課税で 合計所得金額250万円 未満	基準額×1.25	8,268円	24,806円	33,075円
第5段階	本人が町民税課税で 合計所得金額250万円 以上	基準額×1.5	9,922円	29,767円	39,690円

◆第2号被保険者(40～64歳)の保険料

医療保険の保険料に上乗せして、医療保険料と一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

国民健康保険に加入している場合	健康保険・共済組合等に加入している場合
・保険料は所得等に応じて異なります。 ・保険料の半分程度は国庫負担があります。 ・世帯主が、世帯員の分も負担します。	・保険料は給料に応じて異なります。 ・保険料の半分は事業主が負担します。 ・サラリーマンの妻などの被扶養者分は、新たに保険料を納める必要はありません。

詳しくは、加入されている医療保険者（勤務先、国保加入者は町）にお問い合わせ下さい。

問合せ 保健福祉課介護保険係

☎1158

